令和4年度相模原市立博物館　博物館実習受入要項

１　博物館実習生受入根拠

博物館法施行規則第1章第1条および第2条に定めるところによる。

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）

第１章　大学において修得すべき博物館に関する科目の単位

第１条　博物館法（昭和26年法律第285号、以下「法」という。）第５条第１項第1号の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　　目 | 単位数 | 科　　　目 | 単位数 |
| 生涯学習概論博物館概論博物館経営論博物館資料論 | 2222 | 博物館資料保存論博物館展示論博物館教育論博物館情報・メディア論博物館実習 | 22223 |

２　博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第６条第３項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第２条　前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第２条第１項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第２９条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認めた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

２　博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

2　実習生の受入方法

（１）受入人数　18名程度とする。ただし、1専門分野3名程度とする。また、同一大学からは各専門分野中2名を限度とする。

（２）受入期間　8月2日（火）～4日（木）の共通実習3日間と9月末日までに実施する受入分野別実習6日間（計9日間）。分野別実習は受入分野ごとに日程は異なる。

（３）受入分野　人文系－考古・歴史・民俗、自然系－生物・地質・天文の6専門分野

（４）実習内容　共通実習では、博物館全体の業務や基本的な資料の取扱いについて、講義や実技を通して学ぶ。専門分野別実習では、専門分野ごとに専門性のある実習を行う。

（５）申込方法

①令和4年3月1日（火）～3月15日（火）を申込書等（別紙様式１及び２）の配布及び提出期間とする。申込書等の配布は博物館内及びホームページ上にアップロードされた電子ファイルで行う。

②申込者は様式１と２に定形封筒（宛先記入・84円切手添付）と通常はがき（宛先記入・63円のもの）を添付し博物館へ郵送又は持参し、いずれも期間内必着。

（６）受入決定　書類及び面談による選考を行い、4月末までに受入者を内定する。正式受入の手続きは、内定後、大学からの依頼文書に基づいて行う。

3　実習生の受入条件

（１）将来、学芸員になることを希望する学生で、修得すべき博物館に関する科目のうち博物館実習を除く全ての科目を修得した者、又は令和4年度までに修得見込みの者。

（２）実習期間中全ての日程に出席できる者。

※選考にあたっては受入分野の専攻者を優先する。

4　その他

（１）各分野の申し込み状況によっては、申し込み者の了解を得た上で、希望する分野以外で受け入れる場合がある。

（２）実習の日程および具体的内容については、5月中～下旬開催予定のガイダンス又は文書にて通知する。

（３）実習生は実習期間中の事故等に対応した各種損害・傷害保険に加入すること。

（４）大学を通じて「博物館実習に係る誓約書」を提出し、実習生はその内容を遵守すること。

（５）実習終了後にはレポートの提出を義務付ける。レポートを期限内に提出しなかった場合には、以後、その学生が在籍する大学からの実習生の受入を行わない。

以　上